

兵庫県公報

平成19年1月9日 火曜日 第1839号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

	ページ
○兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更認可（医療保険課）	1
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	2
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○同 上（同）	2
○道路の区域の変更、供用開始等（同）	3
○新住宅市街地開発事業の事業計画の変更認可（まちづくり課）	3
○都市計画法施行条例に基づく特別指定区域の指定等（同）	4

公 告

○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（参画協働課）	9
○同 上（同）	9
○同 上（同）	10
○同 上（同）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	13
○同 上（同）	14
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	14
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出の取下げ（同）	15

選挙管理委員会告示

○兵庫県議会議員選挙並びに姫路市長選挙及び姫路市議会議員選挙における開票区の設置	15
○昭和40年兵庫県選挙管理委員会告示第9号（公職選挙法第18条の規定による開票区の設置）の一部改正	16
○兵庫県議会議員選挙におけるたつの市の開票区	16

内水面漁場管理委員会公告

○漁業法に基づく指示	16
------------	----

企業庁公告

○“神戸三田”国際公園都市・カルチャータウン地区センター事業提案競技の実施	17
---------------------------------------	----

告 示

兵庫県告示第4号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第27条第2項の規定により、次のとおり兵庫県医師国民健康保険組合の規約の変更を認可した。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更事項
 - 組合の地区
 - 大阪府の次の地区を追加する

東大阪市

2 認可年月日

平成18年12月20日

兵庫県告示第5号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
倉本土改良区	平成18年12月19日

兵庫県告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年1月9日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年1月9日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 田寺今在家線	姫路市飾磨区今在家北2丁目56番から 同 市飾磨区今在家7丁目41番2まで	旧	7.0から 17.0まで	95.0	
		新	11.0から 20.0まで	95.0	

兵庫県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年1月9日から供用を開始する。

その関係図面は、平成19年1月9日から2週間、淡路県民局県土整備部洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道	南あわじ市広田広田字西脇1152番3から	旧	8.0から 31.0まで	347.0	

洲本松帆線	同 市広田広田字ツヅラ谷1163番まで	新	13.0から 54.0まで	345.0	
-------	---------------------	---	------------------	-------	--

兵庫県告示第 8 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成19年1月9日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成19年1月9日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 大柳仁豊野線	姫路市豊富町神谷字サカ井2021番から 同 市豊富町神谷字中力田筋3424番まで	旧	4.0から 28.0まで 8.0から 48.0まで	1,383.0 1,349.0	
		新	8.0から 48.0まで	1,349.0	

兵庫県告示第 9 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、次のとおり新住宅市街地開発事業の事業計画の変更を認可した。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業
西神第2地区新住宅市街地開発事業
- 3 変更後の事業施行期間
昭和55年12月26日から平成23年3月31日まで
- 4 変更後の事業地
神戸市西区伊川谷町井吹字苗代、字西山、字小池谷、字小池口、字深谷、字竹谷、字越前、字東室谷、字西室谷、字大戸口、字大戸奥、字登り立及び字花折
同 市同区伊川谷町前開字室谷
同 市同区伊川谷町別府字建山及び字辻ヶ内
同 市同区榎谷町菅野字城ヶ谷
同 市同区榎谷町谷口字南谷口、字南谷、字南谷奥、字真谷奥、字中山及び字岡ノ谷
同 市同区榎谷町福谷字助広、字縁谷、字口縁谷、字五ヶ谷及び字三ツ松
同 市同区榎谷町寺谷字榎谷
同 市同区榎谷町友清字奥鎌ヶ谷、字鎌ヶ谷及び字宮下
同 市同区榎谷町池谷字光松、字山ノ谷、字城ヶ谷、字大谷及び字小谷
同 市同区井吹台東町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目及び7丁目

同 市同区井吹台西町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目
同 市同区井吹台北町1丁目、2丁目及び3丁目

兵庫県告示第10号

都市計画法施行条例（平成14年兵庫県条例第25号。以下「条例」という。）第8条第3項の規定により次の特別指定区域を指定したので、条例第8条第5項において準用する条例第5条第8項の規定により、次のとおり告示するとともに、関係図書を兵庫県庁及び福崎町役場において縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1(1) 特別指定区域の名称
①-2 長目地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町南田原字下向イ田、南中才、北中才、柳田、長目、太妻の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 2(1) 特別指定区域の名称
①-3 中島地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町南田原字中島、五合堂、寺居、中蔵ノ北、山ノ下、山ノ東、下野林、高野、南高野、下野田坪の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 3(1) 特別指定区域の名称
①-4 西光寺地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町南田原字坂ノ垣内の全部
同郡同町南田原字北ノ垣内、西ノ垣内、前田坪、左近屋敷、山ノ東、焼堂、西光寺、平田、蓮池新田の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 4(1) 特別指定区域の名称
①-5 八反田地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町南田原字歳ノ木、西垣内、岸ノ上、神東ノ木、八反田、前田の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 5(1) 特別指定区域の名称
①-6 吉田地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町南田原字吉田、丁田、東角、川田、前田筋、水通り、西ノ甲の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日

平成19年1月9日

- 6(1) 特別指定区域の名称
①-7 西野地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町南田原字西野々新田、吉田、北野畑、蓮池新田、焼堂の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 7(1) 特別指定区域の名称
①-8 井ノ口地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町西田原字西保喜山、東保喜山、上ノ畑ヶ、神崎、東市場、西市場、三悪、上大明寺、西廣畑、クロ垣内の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 8(1) 特別指定区域の名称
①-9 北野地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町西田原字小谷、北廣岡、道垣内、東新田、西新田の各一部
同郡同町東田原字福壽、寺西の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 9(1) 特別指定区域の名称
①-10 大門地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町東田原字南屋敷の全部
同郡同町東田原字通り堂、東通り堂、垣内田、池ノ下、西フロ尾、東フロ尾、皿池ノ下、池田、山ノ上、中屋敷、北屋敷、岡ノ上の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 10(1) 特別指定区域の名称
①-11 加治谷地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町東田原字フロ屋、中所、東所、三本松、宮ノ下打越、前田、ビワクビ、藪下五反田、妙徳山の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 11(1) 特別指定区域の名称
①-12 亀坪地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町東田原字森本の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 12(1) 特別指定区域の名称
①-13南大貫地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町大貫字西ノ垣内、ユウラ、小角、長谷、大谷、南垣内、宮ノ前、ハサコ、田中、ドウド、前田、下り、谷、和田、ツヅメ、蓮池新、新田、宮ノ前、西ヶ原の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 13(1) 特別指定区域の名称
①-14東大貫地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町大貫字万之前、岡ノ端、谷之内西、前田、奥之山、谷之内東、倉谷、足谷、山田、石引、石引ノ東、石引ノ西、藤井の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 14(1) 特別指定区域の名称
①-15余田地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町八千種字西垣内、東垣内、塚本の全部
同郡同町八千種字上春賀、井ノ尻、御領所、出口、後口田、北垣内、壱反所、薬師堂、廣野、観音堂、堂ノ下、宮地澤、東垣内、奥垣内、オケ原、上下代、川西の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 15(1) 特別指定区域の名称
①-16小倉地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町八千種字南池澤、大西山、小倉邸垣内、上ノ山、新兵衛谷、皿池尻、村下、大坪の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 16(1) 特別指定区域の名称
①-17庄地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町八千種字出口、奥垣内、東垣内、大坪、モミヂ、前垣内、角後、前川、古屋敷、北挟、北代、井ノ尻、野畑、野林、下野田、西野、上野畑、西ヶ首、西光寺野、向野、平林、奥畑、小鶴池の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 17(1) 特別指定区域の名称
①-18鍛冶屋地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

神崎郡福崎町八千種字前川、裏垣内、前垣内、上前田、下前田、南ノ下、代ノ岡、上野畑、上川向、西野の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年1月9日

18(1) 特別指定区域の名称

①-19馬田地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町西治字東野添の全部
同郡同町福崎新字中島の一部
同郡同町馬田字西山筋の一部
同郡同町福田字中筋の一部
同郡同町西治字下野添、二反田、北野添の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年1月9日

19(1) 特別指定区域の名称

①-20山崎地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町山崎字清水、オノ神、萬宝庵、大將軍、寺裏、立石、分木の全部
同郡同町福田字東大谷、トトカハナ、西田黒の各一部
同郡同町山崎字朝谷、西山所、カマエ、北垣内、地藏垣内、北山、庵ノ下、コモイケ、下ノ坂、四ノ田、松田、川田、福井、大塚、堂垣内、前田、川端、丁田の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年1月9日

20(1) 特別指定区域の名称

①-21福田地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町福田字ヲコシヤスミの全部
同郡同町高岡字川端の一部
同郡同町福田字大野、焼小豆、大將軍、無量寺、トユノモト、下ノ川、前垣内、中垣内、上垣内、池ノ段の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年1月9日

21(1) 特別指定区域の名称

①-22板坂地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町高岡字宮ノ前、東山ノ下の全部
同郡同町高岡字三谷口、辻之内、西垣内、東垣内、竹之内、松尾、鳥ノ岡、下林、フシ原、フシ原垣内、土山、赤佐、東山、東山上の各一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年1月9日

22(1) 特別指定区域の名称

①-23桜地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町高岡字竹之後、中垣内、岸ノ下、東畑、梨ノ木、孫八の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 23(1) 特別指定区域の名称
①-24長野地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町高岡字下々通、宮ノ東の全部
同郡同町高岡字四十田、大道東、宮ノ西、大浦、薬師山、村中、上垣内、桜元、大谷の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 24(1) 特別指定区域の名称
①-25神谷地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町高岡字大浦、桜元、南八王子、北八王子、北垣内、宮ノ西、構、前岡、前田、薬師山の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 25(1) 特別指定区域の名称
①-26西谷地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町西治字梨ヶ坪、前田、宮ノ西、加尻、大塚、向井田、團次、米山、奥ノ谷、垣内谷、大林、ミク下、高田の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 26(1) 特別指定区域の名称
①-27西治地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町西治字上代、中荘の全部
同郡同町西治字南荘、片山、平山、宮ノ下、志水田、五反畑ヶ、北川、上荘、田中、下代ノ上ミ、下代ノ下モ、北ノ岡、畑ヶ田、中村、北野添、下野添、赤坂、宗四郎谷、数叶ノ西、数叶ノ東、東新田、中新田、下新田の各一部
同郡同町福田字宮前の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年1月9日
- 27(1) 特別指定区域の名称
①-28高橋地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
神崎郡福崎町高橋字南谷の全部
同郡同町西治字桑谷東、拜尾の各一部
同郡同町高橋字東竹ノ下、笠目、中尾、橋ノ本、北山城、山城、大畑ヶ、上ノ山、北上ノ山、西竹ノ下、細谷の各一部
- (3) 予定建築物等の用途

- 条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
(4) 指定年月日
平成19年1月9日

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人木を愛し森を守る会の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人木を愛し森を守る会
 - (2) 代表者の氏名
清水 武
 - (3) 主たる事務所の所在地
尼崎市栗山町1丁目2番10号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、広く一般市民に対して、国産材の利用促進を図るため、森林資源及び木造建築に関する調査、研究、啓蒙、普及、情報提供及び関係団体との連絡、ネットワーク形成事業を行い、森林資源の循環システム活性化を推進することにより、地球環境の改善と住宅文化の向上に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間
平成18年12月8日から2月間
 - (2) 縦覧場所
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
神戸県民局神戸生活創造センター
阪神南県民局
阪神北県民局
東播磨県民局
北播磨県民局
中播磨県民局
西播磨県民局
但馬県民局
淡路県民局
丹波の森公苑

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人わかくさの設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人わかくさ
- (2) 代表者の氏名
吉田光之
- (3) 主たる事務所の所在地
三田市駅前町4番27
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者の自立生活支援と社会参加促進に関する事業を行い、障害者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

- (1) 縦覧期間
平成18年12月13日から2月間
- (2) 縦覧場所
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
神戸県民局神戸生活創造センター
阪神南県民局
阪神北県民局
東播磨県民局
北播磨県民局
中播磨県民局
西播磨県民局
但馬県民局
淡路県民局
丹波の森公苑

~~~~~

#### 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人ハートリンク・刺しゅう普及振興の会の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ハートリンク・刺しゅう普及振興の会
  - (2) 代表者の氏名  
太田貞子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
西宮市神楽町6番5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・障害者・青少年を中心とする地域住民に対して、刺しゅう技芸の指導及び普及に関する事業を行い、刺しゅうを通して広く生涯教育の機会を提供し、もって豊かな地域社会の発展に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間  
平成18年12月18日から2月間
  - (2) 縦覧場所  
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸県民局神戸生活創造センター  
阪神南県民局  
阪神北県民局  
東播磨県民局  
北播磨県民局  
中播磨県民局  
西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人ライフサポート加古川の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人ライフサポート加古川
 - (2) 代表者の氏名
高 井 傳 榮
 - (3) 主たる事務所の所在地
加古川市大野字大谷860番地1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、赤ちゃんから老人まで地域の全ての人に対して、キリストの博愛の精神に基づき、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、地域の人が互いに助け支え合い、生き生きと生涯が過ごせるコミュニティの創出に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間
平成18年12月18日から2月間
 - (2) 縦覧場所
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
神戸県民局神戸生活創造センター
阪神南県民局
阪神北県民局
東播磨県民局
北播磨県民局
中播磨県民局
西播磨県民局
但馬県民局
淡路県民局
丹波の森公苑

~~~~~

#### 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人ミレニアムの設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条

例第39号) 第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日  
平成18年12月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人ミレニアム
  - (2) 代表者の氏名  
島津智子
  - (3) 主たる事務所の所在地  
三田市三輪4丁目2番24号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、地域で生活する障害者のニーズに対応した生きがいと仲間作りの場を提供するとともに、そこを拠点に障害に対する理解を拓げていくことを通じて、誰もが安心して、生き生きと暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間  
平成18年12月18日から2月間
  - (2) 縦覧場所  
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課  
神戸県民局神戸生活創造センター  
阪神南県民局  
阪神北県民局  
東播磨県民局  
北播磨県民局  
中播磨県民局  
西播磨県民局  
但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人やちよの設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例(平成10年兵庫県条例第39号)第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月18日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人やちよ
 - (2) 代表者の氏名
市位巖
 - (3) 主たる事務所の所在地
多可郡多可町八千代区中野間131
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者と高齢者に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、障害者と高齢

者の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成18年12月18日から2月間

(2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸県民局神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

但馬県民局

淡路県民局

丹波の森公苑

~~~~~  
特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人しゃらくから定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請のあった年月日

平成18年12月13日

2 特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人しゃらく

(2) 代表者の氏名

小倉 譲

(3) 主たる事務所の所在地

神戸市須磨区須磨寺町2丁目2番4号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民や主にシニアの方に対して、地域情報普及啓発、地域助け合いネットワーク構築、職業紹介、市場調査、生涯学習講座と各種イベント企画開催、ITサポート、及びシニア向け生活サポートに関する事業を行い、安心や信頼と生き甲斐を持てる地域づくりを推進し、ゆとりあるライフスタイルの提案と心のバリアフリーの創造に寄与することを目的とする。

3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成18年12月13日から2月間

(2) 縦覧場所

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課

神戸県民局神戸生活創造センター

阪神南県民局

阪神北県民局

東播磨県民局

北播磨県民局

中播磨県民局

西播磨県民局

但馬県民局  
淡路県民局  
丹波の森公苑

~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人日本ベビーサイン協会から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 申請のあった年月日
平成18年12月13日
- 2 特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人日本ベビーサイン協会
 - (2) 代表者の氏名
吉中みちる
 - (3) 主たる事務所の所在地
神戸市中央区東町123-1 貿易ビル9階
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、ベビーサインの普及活動を通じて良好な育児環境を実現する支援を行い、もって心豊かな充実した市民社会の実現に寄与する事を目的とする。
- 3 関係書類の縦覧期間及び縦覧場所
 - (1) 縦覧期間
平成18年12月13日から2月間
 - (2) 縦覧場所
兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課
神戸県民局神戸生活創造センター
阪神南県民局
阪神北県民局
東播磨県民局
北播磨県民局
中播磨県民局
西播磨県民局
但馬県民局
淡路県民局
丹波の森公苑

~~~~~

**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市宿原字新田山1265番34、1265番47
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市別所町東這田77番地  
株式会社神和商事 代表取締役 神行武彦
- 3 許可年月日及び許可番号

平成18年12月18日  
兵庫県指令北播（建）第1-11-2号（18三木）

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出の取下げ

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、変更の届出があった次の店舗については、その届出が取り下げられたので、次のとおり公告する。

平成19年1月9日

兵庫県知事 井戸敏三

1 変更の届出の内容

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ジャスコ南淡路ショッピングセンター  
南あわじ市賀集八幡北字東内378-1
- (2) 設置者の名称及び所在地  
イオン株式会社  
千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

2 変更の届出年月日

法第6条第2項に係る届出  
平成18年10月11日

3 取下げ年月日

平成18年12月15日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第18条の規定による開票区として、平成19年4月8日執行の兵庫県議会議員選挙並びに平成19年4月22日執行の姫路市長選挙及び姫路市議会議員選挙に限り、次のものを設置した。

平成19年1月9日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

- | （開票区名） | （区 域）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1開票区  | 城南投票区、城巽投票区、野里第1投票区、野里第2投票区、城東投票区、東第1投票区、東第2投票区、船場第1投票区、船場第2投票区、高岡第1投票区、高岡第2投票区、高岡西投票区、安室東投票区、安室投票区、城西第1投票区、城西第2投票区、城乾投票区、城北投票区、広峰第1投票区、広峰第2投票区、増位投票区、水上第1投票区、水上第2投票区、水上第3投票区、砥堀投票区、花田第1投票区、花田第2投票区、四郷第1投票区、四郷第2投票区、御国野投票区、別所投票区、谷外投票区、谷内投票区、曾左第1投票区、曾左第2投票区、峰相投票区、白鳥投票区、青山第1投票区、青山第2投票区、太市投票区、林田第1投票区、林田第2投票区、伊勢投票区、豊富第1投票区、豊富第2投票区、豊富第3投票区、山田投票区及び船津投票区の区域を合わせた区域 |
| 第2開票区  | 城陽投票区、手柄第1投票区、手柄第2投票区、荒川第1投票区、荒川第2投票区、妻鹿投票区、高浜第1投票区、高浜第2投票区、飾磨第1投票区、飾磨第2投票区、飾磨第3投票区、津田第1投票区、津田第2投票区、英賀保第1投票区、英賀保第2投票区、英賀保第3投票区、八幡第1投票区、八幡第2投票区、八幡第3投票区、広畑第1投票区、広畑第2投票区、広畑第3投票区、大津茂投票区、大津第1投票区、大津第2投票区、大津第3投票区、網干第1投票区、網干第2投票区、網干第3投票区、網干第4投票区、旭陽第1投票区、旭陽第2投票区、余部投票区、勝原投票区、大塩投票区、的形投票区、八木投票区、糸引第1投票区、糸引第2投票区、白浜第1投票区、白浜第2投票区及び白浜第3投票区の区域を合わせた区域                      |
| 第3開票区  | 家島第1投票区、家島第2投票区、家島第3投票区及び坊勢投票区の区域を合わせた区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第4開票区  | 置塩第1投票区、置塩第2投票区、置塩第3投票区、置塩第4投票区、古知第1投票区、古知第2投票区、前之庄第1投票区、前之庄第2投票区、前之庄第3投票区、山之内第1投票区、山之                                                                                                                                                                                                                                                                              |

内第2投票区、筋野投票区、上菅投票区、菅生第1投票区及び菅生第2投票区の区域を合わせた区域

第5開票区 香呂第1投票区、香呂第2投票区、香呂第3投票区、香呂第4投票区、香呂第5投票区、香呂第6投票区、香呂南第1投票区、香呂南第2投票区、中寺第1投票区、中寺第2投票区、中寺第3投票区、中寺第4投票区及び中寺第5投票区の区域を合わせた区域

第6開票区 安富南第1投票区、安富南第2投票区、安富南第3投票区、安富南第4投票区、安富南第5投票区、安富北第1投票区、安富北第2投票区及び安富北第3投票区の区域を合わせた区域

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第2号

昭和40年兵庫県選挙管理委員会告示第9号（公職選挙法第18条の規定による開票区の設置）の一部を次のとおり改正する。

平成19年1月9日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 柏木 保

西宮市第1開票区の項から西宮市第4開票区の項までを削る。

~~~~~

**兵庫県選挙管理委員会告示第3号**

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第15条第3項の規定により、兵庫県議会議員選挙において、たつの市の区域を分けて、次のとおり開票区を設ける。

平成19年1月9日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 柏木 保

| 選挙区名   | 開票区名      | 区 域                                                   |
|--------|-----------|-------------------------------------------------------|
| 竜野市選挙区 | たつの市第1開票区 | たつの市第11投票区から同第27投票区までの区域を合わせた区域                       |
| 揖保郡選挙区 | たつの市第2開票区 | たつの市第1投票区から同第10投票区までの区域及び同第28投票区から同第46投票区までの区域を合わせた区域 |

**内水面漁場管理委員会公告**

**兵内漁委指示第51号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成18年12月19日に次のとおり指示した。

平成19年1月9日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 秋武 宏

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体をなす水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。



## ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (ア) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (イ) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

## イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

## 2 指示の期間

平成19年1月1日から同年12月31日まで

## 企 業 庁 公 告

## “神戸三田”国際公園都市・カルチャータウン地区センター事業提案競技の実施

“神戸三田”国際公園都市・カルチャータウン地区センターの事業者を選考するため、事業提案競技を次のとおり実施する。

平成19年1月9日

兵庫県公営企業管理者 江 木 耕 一

## 1 趣旨

“神戸三田”国際公園都市の西地区に位置するカルチャータウンは、質の高い居住環境を中心に、教育・文化の交流機能を合わせ持つ地区として位置付けられ、中高層住宅、ワシントン村、兵庫村などがある住宅ゾーンと、関西学院大学や三田祥雲館高校などがある学園ゾーンなどで構成されている。

その中心部に位置する地区センターは、地域住民の生活の中心となる商業施設や地域交流の拠点となる公益・交流施設を有するカルチャータウンの都市活動の中心となる施設として整備することとしている。

本提案競技は、こうした考えの下、斬新な企画・デザイン力、計画実現に優れた実行力、施設経営に豊富な経験と能力を有する民間事業者を広く募集し、事業予定者として選考するために実施するものである。

## 2 提案競技の概要

## (1) 名称

“神戸三田”国際公園都市・カルチャータウン地区センター事業提案競技

## (2) 主催者

兵庫県企業庁

## (3) 事務局

兵庫県企業庁地域整備局公園都市整備課分譲推進係

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 (内線) 5490 F A X (078) 362-4394

e-mail : koentoshi@pref.hyogo.jp

## (4) 提案競技の対象

“神戸三田”国際公園都市・カルチャータウン地区センターの建設及び運営に関する具体的な事業計画

※ 具体的な提案項目は、募集要項による。

## (5) 対象地

ア 所在地：三田市学園4丁目地内

イ 面積：3.61ヘクタール（北ブロック 1.78ヘクタール、南ブロック 1.83ヘクタール）

ウ 法的規制

## (ア) 都市計画法

用途地域：近隣商業地域

建ぺい率：80%、容積率：300%

## (イ) 新住宅市街地開発法

種別又は用途：公益的施設用地

建築物の規模：低層、中層又は高層

エ 地盤の概要：切土・盛土併存

## (6) 施設整備において求める機能・条件

ア 地域住民の生活の中心となる商業施設を核とするとともに、地域交流の拠点となる公益・交流施設を

有し、カルチャータウンの都市活動の中心となる施設であること。

なお、一部について、住宅（集合住宅に限る）部分を併設することも可能とする。

イ 商業施設については、地域住民の生活利便性の向上をもたらす施設を積極的に事業者が整備又は誘致すること。

ウ 公益・交流施設については、地域交流を促進してまちのにぎわいの創出に寄与するものであって、事業者と企業庁が協力して関係機関との調整を図るものであること。

具体的には、市役所出張所機能、警察官立寄所、金融機関のATMその他の施設で構成されるものとし、その他の施設については事業者から積極的に提案すること。

エ カルチャータウンの環境、景観に配慮し、カルチャータウンの中心部にふさわしい施設整備・修景を行うこと。

オ 関係法令等を遵守すること。

カ 施設整備その他必要な工事等については、事業者の負担で行うこと。

キ 事業計画、工事の実施等に係る周辺地域への説明、地元及び関係機関との調整等は、事業者の責任において適切に行うこと。

ク 事業実施に当たり、地元住民を中心に構成される「地区センターの公募に関する特別委員会」と十分に協議して事業を進めること。

ケ 次に掲げる用途のものを整備することはできない。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第6号に規定する暴力団等の事務所その他これらに類する用途。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

コ 北ブロック又は南ブロックのみの施設整備も可能とする。

サ 当該用地については、地区計画を要する地区であるため、地区計画の設定において事業者は三田市の指示に従うこと。

### 3 応募資格

次の要件を全て備えている企業又は企業連合であること。

- (1) 募集の趣旨を十分理解し、本提案競技の事業の実施に必要な経営力を備えていること。
- (2) 土地利用計画、建設計画等が適切であり、地域と協調して事業を推進できること。

### 4 応募手続き

#### (1) 募集要項の配布

平成19年1月9日（火）から2月16日（金）まで、事務局において配布する。

各日、午前9時から午後5時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

#### (2) 説明会の実施

##### ア 日時

平成19年2月9日（金） 午後2時から

##### イ 場所

兵庫県西館5階会議室

#### (3) 応募登録

応募しようとする者は、次に定めるところにより、応募登録しなければならない。

##### ア 期間

平成19年1月16日（火）から2月16日（金）まで。

各日、午前9時から午後5時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

##### イ 提出方法

提案競技応募登録申込書を事務局へ持参又は郵送（書留郵便）にて提出すること。様式は募集要項による。

※ 郵送の場合は、上記期間内に必着のこと。

##### ウ 登録の辞退

登録者は登録を辞退することができる。その場合は、速やかに文書（様式任意）で届け出なければならない。

#### (4) 質疑及び回答

## ア 資格

質疑は、応募登録を行った者に限り行うことができる。

## イ 質疑の受付期間

平成19年1月16日（火）から2月16日（金）まで。

各日、午前9時から午後5時まで。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く。

## ウ 質疑の方法

質疑の要旨を簡潔にまとめ、事務局へ持参、郵送、FAX又は電子メールにて行うこと。様式は募集要項による。口頭、電話による質疑は受け付けない。

※ 郵送の場合は、上記期間内に必着のこと。

## エ 回答

回答は、平成19年2月23日（金）までに、応募登録者全員に対して文書で行う。

## (5) 応募書類の受付

## ア 資格

応募書類の提出は、応募登録を行った者に限り行うことができる。

## イ 受付期間

平成19年2月26日（月）から3月14日（水）まで。

各日、午前9時から午後5時まで。ただし、土曜及び日曜を除く。

## ウ 申込方法

提案競技応募書類提出書、事業提案書類、商業登記簿謄本等（以下「提出書類」という。）を事務局へ持参又は郵送（書留郵便）にて提出すること。

※ 郵送の場合は、上記期間内に必着のこと。

## (6) 提案数

1 応募者 1 提案とする。

## (7) 費用負担

応募提案に要する費用は、応募者の負担とする。

## 5 提出書類

## (1) 提出書類の種類、提出部数

募集要項による。

## (2) 提出書類の取扱い

ア 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。

イ 提出書類及びその他応募者から提出された書類は公表しない。ただし、当選者の提案概要については、公表する。

ウ 提出書類及びその他応募者から提出された書類は返却しない。

## 6 審査及び当選者の決定

## (1) 審査及び当選者の決定方法

兵庫県企業庁が設置する審査委員会（平成19年3月開催予定）において、提出書類の内容を審査し、当選者の選考を行う。

## (2) 審議結果の通知

審議結果は、応募者全員に文書で通知する。

## 7 その他

詳細は募集要項による。